

2025 年 3 月 25 日 全 13 頁

SSBJ がサステナビリティ開示基準を最終化

概要、公開草案からの変更点、ISSB 基準との相違点について解説

金融調査部 研究員 藤野 大輝

[要約]

- 2025 年 3 月 5 日、SSBJ（サステナビリティ基準委員会）がわが国の最初のサステナビリティ開示基準として、「サステナビリティ開示基準の適用」、「一般開示基準」、「気候関連開示基準」の三つの確定基準を公表した。
- 公開草案からの変更点としては、スコープ 1、2、3 の温室効果ガス排出量の合計値の開示が不要となることや、指標の算定期間をサステナビリティ関連財務開示の報告期間にあわせることが必要になること、産業別に分解したファイナンスド・エミッションに関する情報開示が当面免除されることなどが挙げられる。
- SSBJ の基準は ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）の基準と、任意開示に関する規定、法令が別段の定めを置いている場合の取扱い、気候関連の指標についての独自の取扱いなどの点で異なる。
- 適用時期については 2027 年 3 月期から、プライム市場上場会社のうち時価総額の大きい企業から順に義務化されると見込まれる。最終的には全てのプライム市場上場会社の適用義務化が提案されており、これに備える必要がある。

1. SSBJ（サステナビリティ基準委員会）の確定基準が公表

わが国では、2023 年 3 月期以降、有価証券報告書においてサステナビリティ情報の開示が求められている。ただし、細かい開示事項が指定されているものではなく、あくまで企業がそれぞれの取組状況に応じて柔軟に記載できるような枠組みとなっている。

一方、国際的には ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）が多くの国・地域で利用できるベースラインとなるサステナビリティ情報開示基準として、「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項（IFRS S1）」、「気候関連開示（IFRS S2）」を 2023 年 6 月に公表した¹。当該基準では、サステナビリティ情報を開示する上でのルールや細かい開示事項が定めら

¹ 詳しくは、拙稿「[ISSB の『IFRS S1』\(全般的な要求事項\)の具体的な内容](#)」（2023 年 8 月 2 日、大和総研レポート）、拙稿「[ISSB の『IFRS S2』\(気候関連開示\)の具体的な内容](#)」（2023 年 8 月 25 日、大和総研レポート）を参照。

れている。

こうした動向を踏まえ、わが国でも SSBJ（サステナビリティ基準委員会）が ISSB の二つの基準を参考に、2025 年 3 月 5 日に下記の三つの確定基準を公表した²。SSBJ は国際的な整合性を図ることを方針としているため、内容の多くは ISSB の基準と共通しており、この基準が適用されれば、企業は現在の有価証券報告書での開示と比較して、詳細な開示を行う必要がある。

- 「サステナビリティ開示基準の適用」
- 「一般開示基準」
- 「気候関連開示基準」

本稿では、この SSBJ の基準について、概要を解説するとともに、2024 年 3 月に公表されていた公開草案からの変更点や、ISSB の基準との違いを確認し、適用義務化のロードマップについても整理する。

2. SSBJ の基準の概要

(1) 「サステナビリティ開示基準の適用」

今回公表された SSBJ の基準は、サステナビリティ情報の開示に当たっての基本的なルールを定める「ユニバーサル基準」と、開示事項を定める「テーマ別基準」の二つに分けられる。「サステナビリティ開示基準の適用」はこのうちのユニバーサル基準に該当する。

「サステナビリティ開示基準の適用」では、まずルールに関連する基本的な用語を定義している。例えば、企業に求められる「サステナビリティ関連財務開示」は、「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る、報告企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報（それらのリスク及び機会に関連する企業のガバナンス、戦略及びリスク管理並びに関連する指標及び目標に関する情報を含む。）を提供する開示」（p. 5）とされている。また、このサステナビリティ関連財務開示は一般目的財務報告書に含まれ、その主要な利用者は「現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者」（p. 5）と定義されている。

さらに、開示が求められる情報は「重要性がある」＝「ある情報について、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりした場合に、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する財務情報を提供する当該報告書に基づいて財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る」（p. 6）ものに限られる。なお、重要性の判断は企業に固有のものであり、量的閾値などは特定されていない。これらの定義から、SSBJ の基準に基づく開示も、有価証券報告書での開示と同様に、投資家に向けた投資判断に資する情報開示であると捉えられる。「サステナビリティ開示基準の適用」の概要は、図表 1 の通りである。

² SSBJ [「サステナビリティ基準委員会がサステナビリティ開示基準を公表」](#)（2025 年 3 月 5 日）

まず前提として、SSBJ の基準に沿った開示を行う上では、関連する財務諸表が日本会計基準や IFRS（国際会計基準）など、どの会計基準に準拠しているかにかかわらず、これを適用するとされている。また、サステナビリティ関連財務開示は基本的に連結ベースで作成する。

先述の通り、開示が求められる情報は重要性があるものに限られる（ただし、法令で開示が禁止されている情報等は開示しないことが認められる）。サステナビリティ関連財務開示を作成するためには、まずはサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する。その上で、当該リスク及び機会に関連する重要性がある情報を識別する。これらの識別の際には、SSBJ の基準を適用するだけでなく、IFRS 財団が公表する「SASB スタンドアード」を参照し、その適用可能性を考慮しなければならないとされている。ただし、あくまで考慮を求めるものであり、必ず適用しなければならないわけではない。

図表 1 「サステナビリティ開示基準の適用」の概要

範囲	<ul style="list-style-type: none"> ➤ サステナビリティ開示基準は、関連する財務諸表が準拠している会計基準にかかわらず、適用しなければならない
報告企業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 連結財務諸表を作成している場合、サステナビリティ関連財務開示は、親会社及びその子会社のサステナビリティ関連のリスク及び機会が理解できるものでなければならない
法令との関係	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業が活動する法域の法令によって開示することが禁止されている情報については開示する必要はない（注 2）
商業上の機密情報	<ul style="list-style-type: none"> ➤ サステナビリティ関連の機会に関する情報が、商業上の機密であると企業が判断したときには、開示が求められる重要性がある情報であったとしても、開示しないことができる（注 3）
質的特性	<ul style="list-style-type: none"> ➤ サステナビリティ関連財務情報は、関連性があり、表現しようとしている対象を忠実に表現するものでなければならない ➤ サステナビリティ関連財務情報は、比較可能で、検証可能で、適時で、理解可能であれば、その有用性が補強される
つながりのある情報	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 以下の種類のつながりを理解できるように情報を開示しなければならない <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報が関連する項目の間のつながり（企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る、様々なサステナビリティ関連のリスク及び機会の間のつながりなど） ✓ サステナビリティ関連財務開示内の開示の間のつながり（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標に関する開示の間のつながりなど） ✓ サステナビリティ関連財務開示とその他の財務報告書の情報との間のつながり
サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> ➤ サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別しなければならない（注 4） ➤ 識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれに関連して、バリュー・チェーンの範囲を決定しなければならない ➤ 識別したサステナビリティ関連のリスク又は機会に関する重要性がある情報を識別し、これを開示しなければならない（注 5）
情報の記載場所	<ul style="list-style-type: none"> ➤ サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表とあわせて開示しなければならない（注 6）
報告のタイミング	<ul style="list-style-type: none"> ➤ サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない（注 6） ➤ サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない（注 7）

比較情報	➤ 開示されるすべての数値について、前報告期間に係る比較情報を開示しなければならない（注6）
準拠表明	➤ サステナビリティ関連財務開示が、サステナビリティ開示基準のすべての定めに基づいて準拠している場合、明示的かつ無限定の準拠の旨を開示することにより表明しなければならない

（注1）図表1は「サステナビリティ開示基準の適用」の一部をまとめたもので、内容を網羅したものではない。

（注2）重要性がある情報を開示しない場合、開示しない情報の種類及び開示しない根拠となる法令の名称を開示しなければならない。

（注3）ただし、当該情報を開示することにより機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損すると合理的に見込み得るなどの要件を満たしていなければならない。

（注4）識別の際には、サステナビリティ開示基準を適用しなければならない。これに加え、IFRS財団が公表する「SASBスタンダード」における開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。

（注5）識別するために、まず、当該サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用されるサステナビリティ開示基準の定めを適用しなければならない。具体的に適用される定めがサステナビリティ開示基準に存在しない場合には、「SASBスタンダード」に含まれる、開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。

（注6）法令に基づく義務開示を行う場合で、当該法令（比較情報の場合は、当該法令又はサステナビリティ開示基準）が、関連する財務諸表とあわせて開示、同時の報告、比較情報の開示を禁止しているか、開示しないことを容認しているとき、または任意開示を行う場合は、これを行わないことが認められている。

（注7）ただし、サステナビリティ開示基準において別段の定めがある場合、当該定めが優先して適用される。

（出所）SSBJ「サステナビリティ開示基準の適用」（2025年3月5日）より大和総研作成

サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するものであると考えられている。また、「サステナビリティ開示基準の適用」はプライム市場上場会社が有価証券報告書において提供するサステナビリティ関連財務開示を念頭に置いて開発されている。そのため、サステナビリティ関連財務開示は、原則として、関連する財務諸表とあわせて、同時に開示することとされている。

（2）「一般開示基準」、「気候関連開示基準」

開示事項を定めたテーマ別基準に該当するものが、「一般開示基準」と「気候関連開示基準」である。企業が特に気候に関する情報開示を行う上では「気候関連開示基準」に従うとされており、具体的に適用される他のテーマ別基準がない事項については「一般開示基準」に従って開示をする。つまり、気候以外のテーマ（例えば生物多様性や人的資本など）に関する開示は、現状「一般開示基準」に沿って行うと考えられる。

「一般開示基準」、「気候関連開示基準」はいずれも、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の4つをコア・コンテンツとして開示しなければならないとしている（図表2）。

図表2 「一般開示基準」、「気候関連開示基準」で求められるコア・コンテンツの概要

ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ➤ サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に関する情報 ➤ サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理し、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割に関する情報
戦略	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会

戦略	<ul style="list-style-type: none"> ➤ サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響 ➤ サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会が、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響 ➤ 企業の戦略及び意思決定における、サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会への対応 ➤ レジリエンス（不確実性に対応する企業の能力）
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業がサステナビリティ（気候）関連のリスクを識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する情報 ➤ 企業がサステナビリティ（気候）関連の機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセスに関する情報 ➤ 上記のプロセスが、全体的なリスク管理プロセスに統合され、用いられている程度、並びにその統合方法及び利用方法に関する情報
指標及び目標	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 適用されるサステナビリティ開示基準が要求している指標 例：「気候関連開示基準」（産業横断的指標等） <ul style="list-style-type: none"> ✓ スコープ 1、2、3 の温室効果ガス排出量（注 2） ✓ 気候関連の移行リスク・物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ、もしくは規模に関する情報 ✓ 内部炭素価格 ✓ 役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合など ➤ サステナビリティ（気候）関連のリスク又は機会などをモニタリングするために企業が用いている指標 ➤ 戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した目標及び企業が活動する法域の法令により満たすことが要求されている目標

（注 1）図表 2 で示している項目は大枠に過ぎず、基本的には箇条書きで示している項目ごとに、さらに細かい開示項目が設定されている。

（注 2）資産運用に関する活動、商業銀行に関する活動、保険に関する活動のいずれか一つ以上を行う企業は、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しなければならない。

（出所）SSBJ「一般開示基準」、「気候関連開示基準」（いずれも 2025 年 3 月 5 日）より大和総研作成

ガバナンスとリスク管理については、「一般開示基準」、「気候関連開示基準」でほとんどの開示項目が共通している。また、サステナビリティ関連のガバナンス体制やリスク管理のプロセスが統合的に管理されており、気候について別途に設けられていない場合もある。こうした場合について、個別の開示ではなく、統合されたガバナンスやリスク管理の開示を提供するなど、不必要な繰り返しを避けることが求められている。

戦略や指標及び目標については、「気候関連開示基準」で気候に関する詳細な情報が求められている。戦略では、「一般開示基準」で求められているようなリスク及び機会の内容やビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響、財務的影響などを開示することに加え、気候関連のシナリオ分析に基づき、気候レジリエンスを評価しなければならないとされている。その上で、シナリオ分析や気候レジリエンスの評価に関する情報を開示することが求められている。

指標及び目標に関して、「気候関連開示基準」では、産業横断的指標等として各種指標の開示が求められる。例として、スコープ 1、2、3 の温室効果ガス排出量が挙げられる。温室効果ガス排出量を開示する際には、原則として GHG プロトコルで排出量を測定する、スコープ 2 につい

てはロケーション基準によるものを開示する、スコープ 3 についてはカテゴリー別に分解して開示するなど、様々な要件に従う必要がある。目標についても、温室効果ガス排出量の目標に関する規定が設けられている。

(3) 適用時期・経過措置

「サステナビリティ開示基準の適用」、「一般開示基準」、「気候関連開示基準」はいずれも公表日（2025 年 3 月 5 日）以後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示から適用することができる。そのため、例えば 3 月決算会社であれば、2025 年 3 月期に係る有価証券報告書から任意適用することができる。なお、強制適用時期については 4. で後述するが、金融庁金融審議会のワーキング・グループで議論されている。

各基準には図表 3 のような経過措置が設けられている。基準を適用する最初の年次報告期間においては、気候以外の情報や比較情報、スコープ 3 の温室効果ガス排出量の開示が免除される。また、一定の場合、GHG プロトコルや法域の当局等が求める方法以外の方法で温室効果ガス排出量を測定することが認められる。

図表 3 SSBJ の基準の経過措置（基準を適用する最初の年次報告期間においてのみ）

気候以外の情報の免除	<p>【法令に基づく開示、任意開示の場合で共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「気候関連開示基準」に準拠して気候関連のリスク及び機会のみについての情報を開示することができる
比較情報の免除	<p>【法令に基づく開示の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 比較情報を開示しないことができる ➤ 「気候以外の情報の免除」の経過措置を用いた場合、基準適用 2 年目において、気候関連のリスク及び機会以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する比較情報を開示しないことができる
温室効果ガス排出量	<p>【法令に基づく開示、任意開示の場合で共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 基準適用初年度の直前の年次報告期間で、温室効果ガス排出量の測定に GHG プロトコル、法域の当局もしくは上場取引所が要求している方法以外の測定方法を用いていた場合、当該測定方法を用いることができる（ただし、①～⑤を開示する） <ul style="list-style-type: none"> ① 温室効果ガス排出量を測定するために用いた方法 ② ①を選択した理由 ③ 適用した測定アプローチ ④ ③を適用した理由 ⑤ ③において適用した測定アプローチが、どのように気候関連の指標及び目標に関する開示目的と関連しているか ➤ スコープ 3 の温室効果ガス排出量（ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を含む）を開示しないことができる

(注 1) 各種経過措置を適用する場合、その旨を開示しなければならない。

(注 2) 「任意開示の場合」とは、企業が自発的に基準の全ての定めに基づいて準拠した開示を行う場合をいい、法令の定めに基づいた早期適用の場合は該当しない。

(注 3) それ以前に任意開示を行っていたかどうかにかかわらず、法令に基づいて基準を適用する最初の年次報告期間に、「法令に基づく開示」の経過措置を適用することができる。

(出所) SSBJ 「サステナビリティ開示基準の適用」、「一般開示基準」、「気候関連開示基準」（いずれも 2025 年 3 月 5 日）より大和総研作成

2. 基準案からの変更点

今回公表された確定基準は、2024年3月に公表されていた公開草案から、細かい用語や文章の修正を含め、様々な点に変更されている。本稿ではこのうち、企業の実務に影響し得ると筆者が考える部分を図表4にまとめている。

図表4 公開草案からの主な変更点

サステナビリティ 開示基準の適用	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源に、ISSBの基準及び付属するガイダンスを追加（確定基準43項、54項） ➤ 指標の算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間との不一致を認めない形に修正（公開草案71項） ➤ ガイダンスについて「適用可能性を考慮しなければならない」という定めを満たすための検討過程の文書化に関する記載を削除（公開草案BC80項）
一般開示基準	<ul style="list-style-type: none"> ➤ レジリエンスの評価は、原則として、報告期間ごとに実施しなければならないという記載を削除（公開草案26項）
気候関連開示基準	<ul style="list-style-type: none"> ➤ スコープ1、2、3の温室効果ガス排出量の合計値に係る開示の要求を削除（公開草案49項） ➤ 指標の算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間との不一致を認めない形に修正（公開草案53項、54項） ➤ スコープ2の温室効果ガス排出量について、マーケット基準による開示が必要な場合を限定（確定基準54項） ➤ 複数の目的で内部炭素価格を意思決定に用いている場合に関して、それぞれの目的における情報開示の要求を削除（公開草案86項） ➤ 産業別に分解したファイナンスド・エミッションに関する情報開示の当面の免除（確定基準C7項） ➤ ガイダンスについて「適用可能性を考慮しなければならない」という定めを満たすための検討過程の文書化に関する記載を削除（公開草案BC50項） ➤ 温室効果ガス排出量の端数処理に関する記載を削除（公開草案BC105項、BC106項）

（注1）図表4は筆者が考える主なポイントをまとめたもので、全ての変更点を網羅したものではない。
 （出所）SSBJ「サステナビリティ開示基準の適用」、「一般開示基準」、「気候関連開示基準」（いずれも2025年3月5日）、「サステナビリティ開示基準の適用（案）」、「一般開示基準（案）」、「気候関連開示基準（案）」（いずれも2024年3月29日）より大和総研作成

まず、2.（1）で述べた通り、「サステナビリティ開示基準の適用」では「SASBスタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮しなければならないとされているが、これに加えて「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源も規定されている。確定基準では当該情報源に、ISSBの基準やガイダンスが新たに加えられている。ISSBの基準に準拠しようとする企業に配慮したと考えられる。

また、「サステナビリティ開示基準の適用」における「SASBスタンダード」の参照のように、「気候関連開示基準」ではISSBが公表する「産業別ガイダンス」を参照し、その適用可能性を考慮しなければならないとされている。これらのガイダンスの参照について、どのような場合に「適用可能性を考慮しなければならない」という要求事項を満たしたことになるのかが、ISSBの

基準では明示されていない。そのため公開草案では、企業がガイダンスを考慮した証跡を残すことが有用と考えられるとされ、企業がどのような検討を行ったのか、その考慮の過程についての概要が理解できるものを、報告期間ごとに文書として明確にすることが考えられるとされていたが、確定基準ではこれが削除された。

「一般開示基準」、「気候関連開示基準」では、サステナビリティ、気候に関するレジリエンスの開示が求められている。ISSBの基準では、気候に関するレジリエンスの評価の頻度は報告期間ごととされている一方、サステナビリティに関するレジリエンスの評価の頻度は記載されていない。「一般開示基準」の公開草案では、気候レジリエンス以外のレジリエンスについても、報告期間ごとに評価を実施することを原則としていたが、確定基準ではこれが削除され、ISSBの基準と合わせる形となった。

「気候関連開示基準」に関しては、まず、スコープ1、2、3の温室効果ガス排出量の合計値の開示が不要とされている。合計値の開示はISSBの基準にはない規定であり、公開草案に対するコメントにおいても当該開示がミスリードとなる可能性への懸念が見られ、削除された。

また、温室効果ガス排出量の測定については、「GHGプロトコル」に従うこととされているが、法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出量を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることができる。公開草案は、この例として「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（温対法）を挙げており、温対法に基づく排出量の開示に当たっては、温室効果ガス排出量の算定期間とサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間が異なることが認められていた。しかし、サステナビリティ関連財務開示と関連する財務諸表の情報との間のつながりを重視すべきという考えから、2024年11月に温室効果ガス排出量の算定期間がサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と異なる場合には、期間調整を要求する「気候関連開示基準」の再提案がされ、確定基準では期間調整が必要とされた。そのため、例えば12月決算会社の温対法に基づく算定期間が3月末日締めの場合、1月～12月の温室効果ガス排出量を開示するために一定の期間調整を行うことが求められる。

温室効果ガス排出量の開示に関して、資産運用、商業銀行、保険に関する活動を行う企業は、ファイナンスド・エミッションに関する情報を開示しなければならない。開示に当たっては、「世界産業分類基準」（GICS）の6桁の産業レベルのコードを用いて、産業別に分解することが求められている。しかし、GICSを用いるにあたり、民間企業であるライセンサーからライセンス料の支払いを求められる可能性があり、特定の民間企業へのライセンス料の支払いを義務付けることが不適切であるとして、確定基準ではGICSを用いて産業別に分解した情報は、当面の間、開示しないことができるとされた。

3. ISSB の基準との相違点

SSBJ は開示情報の国際的な比較可能性に配慮し、次のような基本的な方針を定め、「サステナビリティ開示基準の適用」、「一般開示基準」、「気候関連開示基準」を開発した（SSBJ「[公表にあたって](#)」（2025年3月5日）より）。

- ① 原則として ISSB の基準の要求事項をすべて取り入れる
- ② 相応の理由が認められる場合には、独自の取扱いを追加し、ISSB の基準の要求事項に代えて独自の取扱いを選択することを認める
- ③ ISSB の基準と異なる定めを置くことにはならないものの、ISSB の基準にない定めであっても、個別に検討したうえで必要と認められる場合には、ISSB の基準の要求事項に追加した定めを置く

そのため、基本的に ISSB の基準と SSBJ の基準の内容は共通しているが、一部相違点も見られる（図表 5）。ただし、SSBJ の確定基準が公表された際の記者会見動画（2025年3月5日）において、上記②の方針に基づいて設定された独自の取扱いを企業が選択しても、直ちに ISSB の基準に準拠しないことにはならないと示された点には留意が必要である。

図表 5 SSBJ の基準と ISSB の基準の主な相違点

	SSBJ の基準	ISSB の基準
任意開示	➤ 任意開示に関する規定がある	—
表示単位	<p>【サステナビリティ開示基準の適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ サステナビリティ関連財務開示において報告する数値について、当該数値の表示に用いる単位を開示しなければならない（9 項） ➤ 別段の定めがある場合を除き、報告する数値について、千、百万、十億等の単位を用いて表示することができる（10 項） <p>【気候関連開示基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ スコープ 1、2、3 の温室効果ガス排出量のそれぞれの絶対総量が大きい場合、千メートル・トン、百万メートル・トン、十億メートル・トンのいずれかの単位を用いて表示することができる（48 項） 	<p>【IFRS S2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ CO2 相当のメートル・トンで表される、報告期間中の企業の温室効果ガス排出量を開示する（29 項）
SASB スタンドアード	<p>【サステナビリティ開示基準の適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「SASB スタンドアード」について、2023 年 12 月改訂時のものが「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源であり、改訂された場合の改訂後「SASB スタンドアード」は「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源となる（42 項、53 項） 	<p>【IFRS S1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「SASB スタンドアード」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」としており、改訂時の扱いについては記載がない（55 項、58 項）
法令に関する規定	<p>【サステナビリティ開示基準の適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 法令が別段の定めを置いている場合の取扱いに関する規定が定められている（62 項、67 項、73 項、86 項） 	—

法令に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 法令の定めに基づき開示を行う場合、当該法令の名称を開示しなければならない (78 項) 	—
公表承認日	<p>【サステナビリティ開示基準の適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ サステナビリティ関連財務開示の公表承認日及び承認した機関又は個人の名称を開示しなければならない (70 項) 	—
GHG プロトコル以外の方法での測定	<p>【気候関連開示基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ GHG プロトコル以外の方法で温室効果ガス排出量を測定し、当該排出量に重要性がある場合は、GHG プロトコルにより測定した排出量と GHG プロトコル以外の方法で測定した排出量に分解して開示しなければならない (50 項) 	<p>【IFRS S2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出量を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合、GHG プロトコル以外の方法で温室効果ガス排出量を測定できる (29 項) が、分解した開示は求められていない
マーケット基準	<p>【気候関連開示基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ スコープ 2 の温室効果ガス排出量について、契約証書に関する情報の提供に代えて、マーケット基準による排出量の開示を行うことができる (54 項) 	<p>【IFRS S2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 契約証書に関する開示の一部として、マーケット基準による排出量の開示をする場合がある (B31 項)
カテゴリー別の開示	<p>【気候関連開示基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ スコープ 3 の温室効果ガス排出量について、カテゴリー別に分解した開示が明示的に求められている (55 項) 	<p>【IFRS S2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ スコープ 3 の温室効果ガス排出量に含めたカテゴリーの開示が求められている (29 項)
ファイナンスド・エミッション	<p>【気候関連開示基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 資産運用、商業銀行、保険に関する活動を行う企業であっても、これらを業として営むことについて企業が活動する法域の法令により規制を受けていないときは、ファイナンスド・エミッションに関する開示をしないことができる (58 項) ➤ 産業別に分解したファイナンスド・エミッションに関する情報を当面の間、開示しないことができる (C7 項) 	<p>【IFRS S2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 資産運用、商業銀行、保険に関する活動を行う企業は、ファイナンスド・エミッションに関する開示が求められている (29 項) ➤ 商業銀行、保険に関する活動を行う企業について、産業別に分解した情報の開示が必要とされている (B62 項、B63 項)
移行リスク・物理的リスク・機会	<p>【気候関連開示基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 気候関連の移行リスク・物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動、気候関連の機会と整合した資産又は事業活動について、数値及びパーセンテージに代えて、規模に関する情報を開示できる (79 項、80 項、81 項) 	<p>【IFRS S2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 気候関連の移行リスク・物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動、気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージを開示する (29 項)
役員報酬	<p>【気候関連開示基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 気候関連の評価項目が他の評価項目とあわせて役員報酬に組み込まれており、区分して識別できない場合は、その旨を開示したうえで、役員報酬のうち気候関連 	<p>【IFRS S2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合を開示する (29 項)

	の評価項目を含む評価項目全体と結び付いている部分の割合などを開示することができる (85 項)	
--	---	--

(注1) 図表5はSSBJの基準とISSBの基準の全ての相違点を網羅したものではない。

(注2) 「－」となっているものは、基準内に該当する記載がないことを意味する。

(出所) ISSB「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項(IFRS S1)」、「気候関連開示(IFRS S2)」(いずれも2023年6月26日)、SSBJ「サステナビリティ開示基準の適用」、「一般開示基準」、「気候関連開示基準」(いずれも2025年3月5日)、「IFRSサステナビリティ開示基準と本公開草案の差異等の一覧」(2025年3月25日アクセス)より大和総研作成

「サステナビリティ開示基準の適用」、「一般開示基準」、「気候関連開示基準」のいずれにも共通するISSBの基準との相違点として、任意開示に関する規定の有無が挙げられる。ISSBのIFRS S1、IFRS S2には任意開示に関する規定はない。一方、SSBJの基準では、任意開示の場合はサステナビリティ関連財務開示を関連する財務諸表とあわせて、同時の開示をしないことや比較情報の開示をしないことが認められる。また、経過措置についても法令に基づく開示とは別途適用できる。

「サステナビリティ開示基準の適用」では、「SASBスタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮しなければならないとされているが、この考慮しなければならない「SASBスタンダード」は2023年12月改訂時のものと規定されている。IFRS S1にはこのような規定はないため、「SASBスタンダード」が改訂された場合は、改訂後のものを考慮しなければならないと考えられる。「サステナビリティ開示基準の適用」では改訂後の「SASBスタンダード」は、あくまで2023年12月改訂時のものに代えて参照し、その適用可能性を考慮することができる情報源とされている。

また、「サステナビリティ開示基準の適用」では、サステナビリティ関連財務開示を関連する財務諸表とあわせて、同時に開示することや、比較情報を開示することが求められている。しかし、IFRS S1と異なり、法令の定めに基づきサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合で、当該法令が関連する財務諸表とあわせて開示、同時の報告、比較情報の開示を禁止しているか、開示しないことを容認しているとき、これを行わないことが認められている。わが国の法令で、有価証券報告書におけるサステナビリティ関連財務開示について、例えば財務諸表との同時開示を求めない(二段階開示を容認する)こととされた場合、IFRS S1に沿った開示と異なり得る。ただし、4. で後述するが、現在の議論では二段階開示が認められるのは初年度のみであり、IFRS S1は経過措置として初年度は二段階開示を認めているため、相違点とはならないことが予想される。

IFRS S2では、気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ、気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ、気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージの開示が求められている。「気候関連開示基準」でも同様の開示が求められているが、数値及びパーセンテージに代えて、これらの資産又は事業活動の規模に関する情報を開示することができるとされている。これは、定性的情報を含め、企業が表現しようとするものをより忠実に表現できる方法を認める

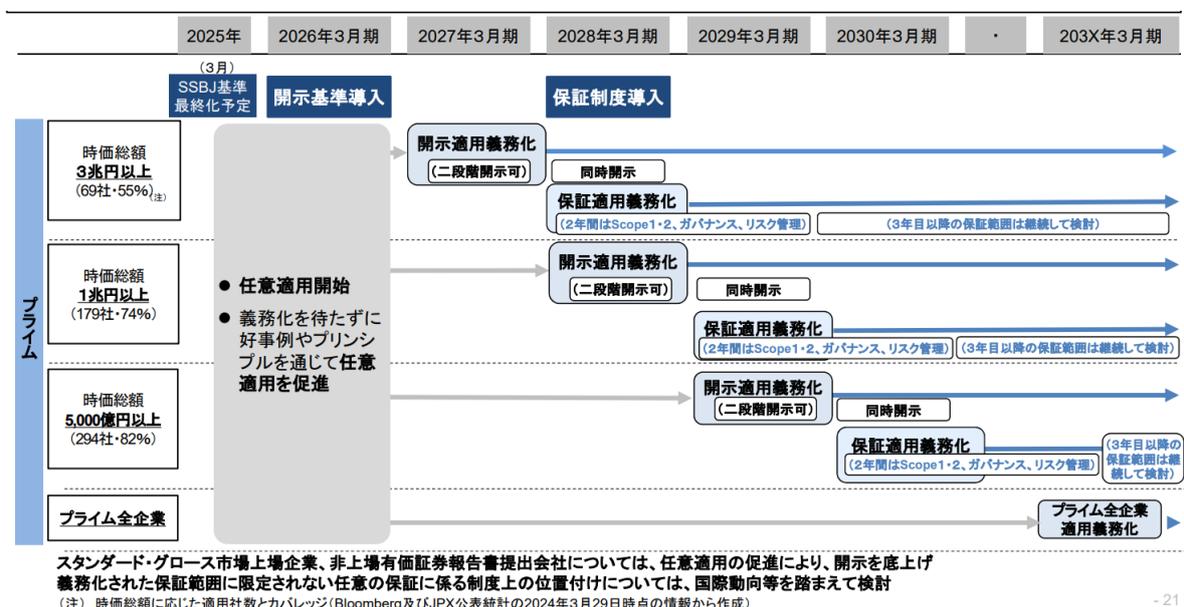
ことが適切と考えられたためである。例えば、企業において定量的な範囲を定め、当該範囲に関する説明とともに「大」「中」「小」のように表現した情報を開示することが考えられている。

このように、ISSBの基準とSSBJの基準の間では異なる規定が見られる。そのため、ISSBの基準とSSBJの基準の両方に準拠することを考える企業においては、SSBJの基準に沿った取扱いを実施したとき、ISSBの基準にも準拠しているといえるのか、もしくはその逆について、十分な確認が必要となるだろう。

4. SSBJの基準の適用義務化に向けて

SSBJの基準の適用義務化については、金融庁の金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（サステナビリティWG）で検討されている。適用時期・適用対象として、プライム市場上場会社のうち時価総額3兆円以上の企業は2027年3月期から、時価総額1兆円以上の企業は2028年3月期から、5,000億円以上の企業は2029年3月期からと、順に義務化し、最終的にはプライム市場上場会社の全てに適用を義務化することが提案されている（図表6）。なお、適用が義務化される初年度については、経過措置として二段階開示を認めることが考えられている。そのほか、開示するサステナビリティ情報に対する保証の取得を義務化することも検討されており、SSBJの基準が適用義務化された翌年から保証取得を義務化する予定となっている³。

図表6 SSBJの基準の適用時期・適用対象



(出所) 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第5回）（2024年12月2日）資料1「事務局説明資料」より抜粋

³ サステナビリティ情報の保証について、詳しくは拙稿「サステナビリティ情報の保証をめぐる動向」（2024年12月4日、大和総研レポート）を参照。

SSBJの基準は国際的な比較可能性を確保するために、基本的にはISSBの基準の要求事項を全て取り入れている。そのため、グローバルな投資家との対話を視野に入れるプライム市場上場会社に適用されるものと考えられる。SSBJの基準で求められる開示は、現在の有価証券報告書で開示が求められているサステナビリティ情報の開示よりも詳細であり、ハードルが高いといえる。しかし、他の国・地域でもISSBの基準、もしくはそれを踏まえた自国・地域版の基準を適用することを目指しているところが見られる。プライム市場上場会社を中心に、他の国・地域における企業との比較可能性を高めることも考え、義務化の時期に向けて、SSBJの基準を把握し、対応可能な部分から順に開示を進めていくことが重要となる。